

- 保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員、栄養士等の**保育士以外の職種向けの分野を新設**
- 既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき**研修分野を明示**

たとえば...

○保育士等キャリアアップ研修における分野（案）

従来の各分野
乳児保育
幼児教育
障害児保育
食育・アレルギー対応
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
マネジメント
保育実践

事務職員向けに追加
乳児保育
幼児教育
障害児保育
食育・アレルギー対応
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
マネジメント
保育実践
会計経理（労働法規）

調理員・栄養士向けに体系整理
乳児保育
幼児教育
障害児保育
食育（栄養）
アレルギー対応（食品衛生）
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
マネジメント
保育実践



- 受講すべき研修が明確化され、事務職員等のスキルアップが図られる
- 保育士の処遇改善に加えて、事務職員等の地位の向上や処遇の改善が図られる

改正による効果

▶事務職員等が受講すべき研修が見える化され、**実務に即したスキルアップ**が図られる



▶中堅の事務職員等のスキルアップに応じた**地位の向上**が図られる



▶各保育施設において、事務職員等の処遇の改善も図られる

→キャリアアップ研修の受講が必須化された場合でも処遇改善等加算Ⅱでの対応が可能